

## ●少年法等の改正案 反対討論

立憲民主・社民の真山勇一です。会派を代表し、少年法等の改正案について反対の立場から討論をさせていただきます。

反対の理由は明確です。改正の理由が全く見いだせないからです。

衆議院、そして、参議院での審議を通じて、上川法務大臣も法務省の政府参考人も、なぜ、今回の改正が必要なのかを、納得のいく答弁を全くしませんでした。何度も何度も求めましたが、法改正を必要とする立法事実は全く示されませんでした。

改正理由のひとつとして「少年による犯罪の実情」ということが挙げられています。しかし、現行の少年法は非常に良く機能しているのです。このことは法務大臣も法制審議会もはっきりと認めています。上川法務大臣が自ら答弁しているように、少年犯罪は大きく減少しており、凶悪犯罪も激減しています。従来からの更生保護行政の成果もあって、状況は大いに改善してきているのです。それなのになぜ、わざわざこれを後退させるのか。全く理解に苦しみます。

本改正案では十八歳、十九歳は「特定少年」として区別されることとなりますが、この年代の少年は可塑性に富み、更生や教育の効果が高いことは法務大臣も

認めています。人間の脳は25歳頃まで発達を続けるという研究結果があります。諸外国のように、むしろ、少年法の適用年齢を引き上げ、更生と教育の取り組みを強化するということならまだわかりますが、その逆をやる理由は全く道理に反しているのではないのでしょうか。「特定少年」の事件も全件の家裁送致が維持されることだけは一応、評価できますが、少年であるといいつつ、処罰は成人と同じようにするというのです。合理的な理由もなく、こうした改正がなされるということに対し、十数年間、保護司をしてきた私としては、これまでの努力を否定され、馬鹿にされているような気すらします。

上川大臣は今年三月の京都 kongress に於いて、日本の保護司制度をローマ字の「HOGOSHI」として世界に広め、「世界保護司デイ」を設けると宣言されました。しかし、あくまでもこの改正案を成立させるのであれば、もう一度、京都 kongress をやり直し、日本の更生保護行政を後退させるという旨を、全ての参加国にお伝えし、釈明すべきだと思います。

もうひとつの改正理由として、「成年年齢の引き下げ等の社会情勢の変化」が挙げられます。これが今回の改正案といったいどんな関係があるのか、最後まで明快な答えは示されませんでした。成人として参政権などの権利行使が認められることと、本人の健全育成のために国家が必要な措置をとることは、本来、全く別問題です。法律上の成年年齢が十八歳に引き下げられても、お酒やタバコ、

公営ギャンブル等は二十歳まで禁じられています。本人の健全な発育を考えてのことであり、これらを全て「自己責任」として解禁しようなどという議論は、全くナンセンスです。これと同様に、十八歳になったからといってただちに行為責任を問うことはせず、本人の健全な育成を考慮し、国家として更生及び教育に力を尽くす方が、むしろ現行の法体系と矛盾なく整合するのではないのでしょうか。

理由もない改正だからというだけではありません。大いに弊害があると懸念されることも、私達が反対する理由です。

「特定少年」は検察に逆送致されます。原則として「短期一年以上」の刑にあたる事件は一律に検察への逆送の対象になります。これは現行の「故意による被害者死亡」の場合から大幅に拡大されるもので、極めて広い範囲の犯罪が含まれることになります。現行では対象者の立ち直りを考慮し、家庭裁判所がきめ細かい処分を行うことを考えていますが、今後は一律で検察に逆送致されるということです。再犯防止の点からも逆効果となるのは明らかですが、法務省からは納得のできる説明はありませんでした。無論、改正後の第六十二条第二項ただし書には、「短期一年以上」の罪であっても逆送致にしない例外事案もあり得るとの規定もありますが、どんな例外があり得るのか、今も判然としません。恣意的判断

や社会的圧力によって判断が歪められる余地があるのであれば、欠陥法案という他はありません。

「特定少年」に対する保護処分も大きく後退します。現行では個々の少年の健全な育成を重視して、「犯情の軽重」を問わずに保護を要するとしていますが、これが大転換されています。本改正案では「特定少年」に対する保護処分は「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内」とされました。もはや要保護性は重視されないのでしょうか。少年法の理念や更生保護制度、再犯防止制度の根幹を台無しする法改正には、断固として反対します。

推知報道禁止の解除規定も大問題です。本改正案では、「特定少年」が公判を請求された時点で実名での報道が認められますが、その理由は全く不明です。実名報道によって、少年犯罪への抑止効果があるわけではありません。刑事裁判所の事実審理の結果、家庭裁判所への移送もあり得るとされます。また、審理の結果、無罪になる可能性は否定できません。しかし、起訴された時点ですでに広く推知報道がなされているのです。社会復帰を支援する家族の生活にも著しい困難をもたらし、帰住先を失うことで対象者の更生を妨げる恐れもありますが、こうした推知報道による回復不能の事態に対する救済措置、回復措置等について、法務省は具体的な実効策を示しませんでした。

それより先にやるべきことがあるはずです。事件報道の中で被害者の名前が

報道されるのだから、加害者も特定少年であってもその名を報道されるべき、という意見があるのは承知しています。しかし、本来なら、被害者本人とご遺族の心情や生活の立て直しに配慮し、加害者の実名報道を推進するのではなく、被害者側についての報道の抑制を検討すべきです。少なくとも、被害者側の十分な救済策を用意すべきですが、それをしないでただ加害者に社会的制裁を加えても、被害者側には何も良いことはありません。

「特定少年」からぐ犯を除外することも大いに問題です。少年は全て要保護性に基づく処分が必要だというのがこれまでの少年法の趣旨でした。司法の現場に携わる人々には、ぐ犯とする家庭裁判所の司法手続きは選択肢として極めて有効であり、セーフティネットの役割を果たしているという主張があります。特にぐ犯の女子少年には虐待や精神疾患などの切実な問題があることも多いです。それなのに、具体的な代替策を創設することなく、一方的にぐ犯から除外するというのは、あまりにも乱暴で無慈悲です。

「特定少年」に不定期刑も適用されなくなることも反対理由です。少年は成長発達の途上にあり、教育による更生や改善が期待されるからこそ、幅のある刑期で柔軟な対応を可能にしています。「特定少年」も本人の個別事情に応じた処遇により、教育、更生の可能性が高まるはずですが、本改正案はこれができなくなるのです。また、不定期刑の適用が除外された場合、有期刑の上限は三十年にな

ります。十八歳、十九歳の特定少年が長期間の刑に服した場合、社会復帰を著しく困難にしかねません。

さらに社会復帰をした後、仕事を探す際、資格制限排除の特例が適用されなくなりませんが、これについての検討が全く不十分です。現行法は、資格制限からできるだけ早く少年を解放し、本人の更生を助けることを目的にしていますが、これが撤廃されると「特定少年」の将来の選択肢は狭められてしまいます。一生を左右するほどの大問題ですが、法務省はどれだけの資格が制限対象になるのか、厳密な検討をせずに本改正案を提出したのです。なんという怠慢でしょう。何百、何千もの資格が対象になるかもしれないとのことですが、何百、何千であろうとも、その全てをきめ細かく精査して、法案を提出すべきです。それが、「誰ひとり取り残さない」ということではないでしょうか。

このように、本改正案は、少年の立ち直りや更生保護を大きく後退させ、菅政権が国民の命や人生を軽んじていると言われても仕方ない内容です。会派として、到底、賛成できないということを申し上げて、私の討論を終えます。ありがとうございました。